

質問及び回答

2020年9月24日

全世界プロジェクト研究「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善」(一般競争入札(総合評価落札方式))
(公示日:2020年9月9日/調達管理番号:20a00439)

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2章特記仕様書 2.業務実施上の留意事項(2)業務の基本構成とスケジュール、表1(P.14)	調査研究の合意(ベースライン・エンドライン調査に関する合意や倫理審査等含む)は、「②(ア)先方政府との協議、合意の形成」に関連し、貴機構が行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	入札説明書 P.14 表1:JICA、受注者、国際 NGO の役割と責任 受注者(コンサルタント)	「(エ) TOR に基づく国際 NGO への委託業務の積算」で、積算方法は TOR に基づいて、国際 NGO に見積を出してもらうことは可能でしょうか。	国際 NGO からの参考見積の取得も含め、業務開始後に受注者と積算方法の詳細を確認、相談いたします。
3	第2章特記仕様書 2.業務実施上の留意事項(2)業務の基本構成とスケジュール(P.15)	調査デザインとして「RCT の導入を第一に検討する。RCT の実施が困難な場合においても、非介入群を設定する」とございますが、非介入群とされる学校や保健施設に対しては、エンドライン調査後、介入の効果が認められた場合でも、時間的な制約から、本プロジェクト研究内では、介入を行わないという理解で宜しいでしょうか。	時間的な制約ではなく、本プロジェクト研究のデザインとして、非介入群と設定した学校や保健施設には介入は行わない方針です。
4	第2章特記仕様書 2.業務実施上の留意事項(2)業務の基本構成とスケジュール(P.15)	「RCT の実施が困難な場合においても、非介入群を設定するデザインを前提とする」とございますが、非介入群となり、介入の効果を受益できない可能性があることにより、対象となる学校、保健施設からベースライン調査への協力が得られず、非介入群を作ることが困難な場	そのような場合を想定して、介入群、非介入群ともに公立の小学校、公立の保健施設を選ぶ方針としており、先方政府機関との合意を形成する段階でこのような問題が起こらないよう協力を要請する予定です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>合もありうるかと考えております。そのような場合想定されている研究デザイン等はございますでしょうか。</p>	
5	P15(第2章2(2))	<p>RCT を行うとなった場合には、セレクションバイアスを排除した形でのサンプリングの難しさ、介入群と非介入群を分けることについての倫理的な問題、妥当性(Validity)や信頼性(Reliability)を確保した形で質問票を作成し調査を行うことへの時間的・コスト上の制約等、多くの課題がクリアされなければならないと想定される。また、現地の状況を十分に知る調査に長けた再委託先(NGO)を選定する必要があると思われる。</p> <p>「調査のデザインは JICA 研究所のガイダンスに基づき内部検討会にて決定し、コンサルタントにより国際 NGO に説明・協議すること」とあるが、現地事情をよく知る関係者を協議に含めないと、理論上は可能である反面、実際には実施困難な調査デザインが作成されてしまう可能性もあると危惧される。</p> <p>そのため、調査デザインの設計は、現地で活動する NGO の意見等も反映した形で最終化することが望ましいと思われる。調査デザインの検討や協議に、業務受注者であるコンサルタントやさらにその再委託先の NGO の意見がどの程度考慮されるのか、お伺いしたい。</p>	<p>国際 NGO は再委託ではなく、JICA が直接契約を結ぶ形となり、受注者(コンサルタント)はその調達支援をする役割を担います。</p> <p>RCT を含む調査内容に関しては、JICA とコンサルタント共同で作成する国際 NGO の TOR 中に記載されますが、その詳細及び実施可能性に関しては国際 NGO と最終的に協議を行い、決定します。</p>
6	P15(第2章2(2))	<p>RCT を行う目的として、衛生改善活動の効果検証があげられているが、介入全体(水・トイレ関連機材の設置と行動変容のための介入アプローチ)として効果があったか否かを検証することが想定されているのか、それと</p>	<p>最終的には国際 NGO と協議する必要があると思いますが、介入全体による効果及び異なるアプローチ(タイミングを含め)による効果の両方向から検証することを想定しています。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		も、様々なアプローチの内、どれがより効果的かという比較検証まで行うことを想定しているか。	
7	P15(第2章2(2)) P18(第2章3(4)2))	「手洗い施設の建設・資機材の配布・水源の確保・衛生施設の建設」に関する費用も見積りに計上すべきか。	「手洗い施設の建設・資機材の配布・水源の確保・衛生施設の建設」に関する費用は、JICA と国際 NGO との契約の中に計上されますので、本業務の見積りに計上する必要はありません。
8	第2章 特記仕様書 2. 業務実施上の留意事項(2) RCT を導入(非介入群を設定するデザインを前提)とし衛生改善活動の効果を検証する (P.15)	衛生行動(手洗い)そのものの計測はかなり困難と考えられるが、「衛生改善活動の効果」として測る指標は何を想定しているのか。	指標については検討中です。
9	第2章特記仕様書 3.業務の内容(2)パイロット地域の選定(P.16)	パイロット地域は、「指名対象の国際 NGO が提案する」とありますが、国際 NGO が提案した地域を踏まえ、受注者が決定するという理解でよろしいでしょうか。(ただし、他プロジェクトとの相乗効果を図るため、貴機構が指定する場合もあり) また、国際 NGO がパイロット地域を検討するにあたり、選定基準として、「更なる衛生行動の改善が必要な地域」、「他援助機関による活動の重複を避ける」を説明する以外に、受注者からの要望も伝えることは可能でしょうか。	パイロット地域のおおよその地域(県といった単位)は国際 NGO 選定のための企画競争説明書の TOR にて指定する予定です。この際、JICA との協議を踏まえ、受注者の要望を TOR に記載することは可能です。 国際 NGO の選定後は、国際 NGO が企画書にて提案した具体的な地域に対して、受注者が国際 NGO に対して、現地での活動開始前に助言を行って頂くことが想定されま
10	第2章 特記仕様書 3 業務内容 (2)パイロット地域の選定 「マダガスカルおよびタンザニアを予	パイロット地域の選定／「マダガスカル及びタンザニアを予定」また、「ネパール及びバングラデシュを予定」とあるが、同地域において別の国を候補として挙げても良い	パイロット地域はマダガスカル、タンザニア、ネパール、バングラデシュを想定しており、他の国を候補として挙げて頂くことは出来ま

通番号	当該頁項目	質問	回答
	定」ネパールおよび バングラデシュを予定」 (P.16)	か。	せん。
11	第2章 特記仕様書 3 業務内容 (2)パイロット地域の選定 「バングラデシュでの本案件を通じた 衛生行動活動は学校を対象としたもの のみとし」 (P.16)	パイロット地域の選定／「バングラデシュでの本案件を通じた衛生行動活動は学校を対象としたもののみとし、～」とある一方で、同文章には「～JICA によって実施されている～の成果を活用することとする。」とある。「 <u>パイロット活動によって得られた知見の整理</u> 」等の業務においても、 <u>バングラデシュにおいては学校を対象としたもののみという理解で良いか。</u>	知見を整理する業務に関しては、バングラデシュで別途実施される保健施設を対象とした衛生行動改善活動も対象とします。そのための必要な情報は JICA から提供します。
12	第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(2)パイロット地域の選定、(3)国際 NGO の選定 (P.16~17、P.19)	パイロット地域は、「指名対象の国際 NGO が提案する」とある一方、P.19「表 2:業務の工程」では、国際 NGO の選定は、パイロット地域の選定の後のスケジュールとなっているように見られます。そのため、パイロット地域の選定は、まだ契約締結されていない段階の国際 NGO に、パイロット地域を提案して頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 パイロット地域のおおよその地域(県といった単位)は国際 NGO 選定のための企画競争説明書の TOR にて指定する予定です。国際 NGO に企画書でパイロット地域を提案して頂く予定です。
13	入札図書 p.16:「3. 業務内容(2)パイロット地域の選定」、p.19:「4. 業務の工程」	パイロット地域の選定は、「指名対象の国際 NGO が提案するものとする。」について、当業務は国際 NGO の選定後に、特定された NGO、JICA、受注者と協議の上決定する理解ででしょうか。または、指名 NGO のショートリストを作成した段階で、各 NGO にパイロットサイト地域を提案してもらおう想定ででしょうか。19 頁の表 2 の業務工程では、国際 NGO の選定の前にパイロット地域を選定する工程となっています(2020 年 11 月～2021 年 1 月)。	上記回答をご参照ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
14	第2章 特記仕様書 3 業務内容 (3)国際NGOの選定 (P.17)	国際 NGO の選定／国際 NGO は、対象 4 か国に対して 1 団体のみを選定するという理解で良いか。	ご理解の通りです。
15	第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(3)国際 NGO の選定 (P.17)	国際 NGO の選定は、対象 4 カ国それぞれにおいて、選定を行いますでしょうか。(国により異なる NGO が選定されることはございますでしょうか。) それとも、国際 NGO 1 団体が選定され、その 1 NGO 団体が、4 カ国において現地活動を行うこととなりますでしょうか。	国際 NGO 1 団体が選定され、その 1 団体が、4 カ国において現地活動を行うことを予定しております。
16	P18(第 2 章 3(3))	国際 NGO の選定に関し、4 ヶ国とも同じ国際 NGO が選定されるのか。それとも各国で異なる国際 NGO の選定が想定されているのか。	上記回答をご参照ください。
17	第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施(P.17)	国際 NGO による 1 カ国当たりのパイロット活動の予算概算はどの程度を想定しているのでしょうか。	国際 NGO による 1 カ国当たりのパイロット活動の予算概算については受注後にお伝えします。
18	入札説明書 p.14:「JICA、受注者、国際 NGO の役割と責任」、p.17:「(4)パイロット活動の実施」	<ul style="list-style-type: none"> ● パイロット活動の実施に伴う経費は{ベースライン・エンドライン調査、手洗い施設(水源からの接続、トイレの設置／改善、安価な手押しポンプ含む)の建設、資機材の配布、啓発活動、ハンドブックの作成／更新(現地語への翻訳)等}、すべて国際 NGO への再委託費の中に含む想定でよろしいでしょうか。また、国際 NGO の TOR に、対象施設の設計に係わる調査、設計、積算、施工監理等の業務を含めることは可能でしょうか。あるいは、国際 NGO からの情報をもとに、受注コンサルタントが設計、積算と施工監理を行う想定でしょうか。 	受注者(コンサルタント)が国際 NGO へ委託を行う再委託ではありません。 パイロット活動の実施に伴う経費は国際 NGO の委託費に含みますが、受注者は、国際 NGO に対し、入札説明書の表 1 に示した業務を実施頂く予定です。 手洗い施設を建設する場合、国際 NGO が整備します。受注者(コンサルタント)が新たに国際 NGO と協議して、設計、積算と施工監理を行うことは想定していません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ● 国際 NGO への委託業務の積算は、日本国内の徴収可能な積算単価をベースに算定する想定でしょうか。あるいは対象 4 カ国の現地単価ベースに算定する想定でしょうか。現地単価ベースの想定の場合、現地単価の見積り徴収のため、ローカルコンサルタントを雇用する必要がでてくる可能性があります。現時点で TOR が確定していないため、当該作業量を特定できません。そのため、現地単価ベースの想定の場合は、ローカルコンサルタント雇用のための費用を定額計上、あるいは別見積り、あるいは必要に応じて変更契約で対応して頂くことは可能でしょうか。 	<p>「日本国内の徴収可能な積算単価」(日本国内の単価)ではなく、現地単価ベースで算定する予定です。</p> <p>定額で計上する経費は入札説明書に記載の通りです。ローカルコンサルタント雇用をご検討される場合、その費用は入札金額に含めてください。</p>
19	第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施(P.17~18)	国際 NGO が現地にてパイロット活動を実施する際に、一部業務について、国際 NGO が再委託をする可能性も想定されていますでしょうか。	そのような可能性は想定していますが、どのような再委託を可能とするかについては、国際 NGO を調達する際の企画競争説明書作成の中で検討する予定です。
20	第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施(P.17~18)	COVID-19 の影響によりパイロット活動が著しく制限された場合、プロジェクト期間延長も考慮されるという理解で宜しいでしょうか。	現在のところプロジェクト期間延長は予定していませんが、パイロット活動が著しく制限された場合、期間延長を検討する可能性はあります。
21	第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施 2)改善行動の実施(P.18)	「実際の衛生行動改善活動に関しては主要な公立の小学校、公立の病院をそれぞれ 15 施設程度選んで実施する」とございますが、4 カ国合計で、学校、病院が各 15 施設程度という理解でよろしいでしょうか。それとも、各国のそれぞれのパイロット地域において、各 15 施設程度(4 カ国合計で、学校 60 施設、病院 45 施設)というこ	4 カ国合計で、学校 60 施設、病院 45 施設となります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>とでしょうか。 また、前者の場合、国ごとに施設数が異なってきますが、その配分の目安等はございますでしょうか。(1 カ国 3 施設以上含む等)</p>	
22	<p>入札説明書 p.18 2)改善活動の実施</p>	<p>「実際の衛生行動改善活動に関しては主要な効率の小学校、公立の病院をそれぞれ 15 施設程度選んで実施する。」とありますが、①1か国当たりそれぞれ 15 施設でしょうか。それとも、②4か国合計で、それぞれ 15 施設でしょうか。 ①小学校 15 施設+病院 15 施設=30 施設/1か国、30 施設×4か国=120 施設(ただし、バングラデシュは病院を実施しないので、これを差し引くと 105 施設となる) ②小学校 15 施設+病院 15 施設=30 施設/4か国。小学校は、3~4 施設/1か国、病院は 5 施設/1か国となる。</p>	<p>1 か国あたり小学校、病院を 15 か所ずつ (15+15)、バングラデシュは小学校のみの選定となりますので、対象施設は 4 か国で 105 施設(すなわちご質問の中にある①)となります。</p>
23	<p>対象施設数</p>	<p>対象施設は公立小学校 15ヶ所、公立保健施設 15ヶ所とあるが、各国での学校、医療施設毎の介入郡、統制群の合計数か。それぞれの施設の郡毎に 15ヶ所ずつとなり、各国(バングラデシュ除き)計 60ヶ所となるのか。</p>	<p>No. 21 の回答をご参照ください。</p>
24	<p>第 2 章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施(P.18)</p>	<p>「実際の衛生改善活動に関しては主要な公立の小学校、公立の病院をそれぞれ 15 施設程度選んで実施する」とございますが、ベースライン調査の結果により、15 施設各々の状況に即した手洗い施設の建設、資機材の配布を行い、施設によっては建設、資機材の配布は必須ではなく、啓発活動のみを実施することもあり得るという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ベースライン調査の結果によっては、そのようなこともあり得ます。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
25	第2章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施(P.18)	「実際の衛生改善活動に関しては主要な公立の小学校、公立の病院をそれぞれ15施設程度選んで実施する」とございますが、学校、保健施設それぞれ15施設程度を介入群とし、別途同数程度の非介入群を設定するという理解でよろしいでしょうか。	非介入群の数は、介入群と同数以上を予定していますが、まだ決定していません。
26	第2章特記仕様書 3.業務の内容(4)パイロット活動の実施(P.18)	「手洗い施設の建設、資機材の配布」とございますが、施設の建設ではなく、工事を伴わない簡易手洗い装置の導入についても、検討可能でしょうか。	現地のニーズと持続性を考慮した上で、予算の範囲内でそのような装置の導入も検討可能です。
27	P18(第2章3(4)2))	「実際の衛生行動改善活動に関しては主要な公立の小学校、公立の病院をそれぞれ15施設程度選んで実施する」とあるが、保健施設の対象は二次病院以上が想定されるのか、一次医療施設は含まれないか。	国際NGOが先方政府関係者と現地でのニーズを確認した上で活動対象病院が最終決定されることを想定しています。従って、対象が一次・二次・二次以上の病院となるかは、その結果によります。
28	第2章 特記仕様書 3 業務内容 (4)パイロット活動の実施 2)改善活動の実施 (P.18)	改善活動の実施／「公立の病院」とあるが、一次医療レベルでの保健施設をも想定できるという理解で構わないか。	上記回答をご参照ください。
29	入札説明書 P.18 2)改善活動の実施	「主要な公立の小学校、公立の病院をそれぞれ15施設程度選んで実施」とありますが、病院については、どの程度のレベル(トップレファレル病院、州病院、県病院、診療所など)を想定していますでしょうか。	上記回答をご参照ください
30	第2章 特記仕様書 3 業務内容 (4)パイロット活動の実施 5)プロジェクトのビジビリティ向上及び成果の普及 (P.18)	プロジェクトのビジビリティの向上で全国レベルでの衛生啓発キャンペーンの実施とあるが、これらの広報費等は国際NGOとの直接契約の中に含まれるのか、見積もりで積算するべきなのか。	国際NGOとの直接契約の中に含まれます。

通番号	当該頁項目	質問	回答
31	入札図書 p.19:「5. 報告書等(成果品)」	仏語に翻訳の必要がある成果品は、ブリーフノート(A4 10 ページ程度)の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	P23(第 3 章 1) P25(第 3 章 3(1))	(1) P23 では「法人の類似業務の経験」として 1 社あたり 6 枚(全体リスト 1 枚と個別案件表 5 枚?)となっているが、P25 では「法人としての類似業務実績は 3 件までとし、様式 4-1(その 2)を使用して下さい」とある。「類似業務の経験(個別案件表)」は何件と理解すれば良いか。 (2) また上記(1)とも関連してくるが、「類似業務の経験(様式 4-1(その 1)(業務リスト)」に記載するのは何件と理解すれば良いか?	p.23 の記載を正としてください。業務実績は 5 件としてください。
33	入札説明書 p.23 1.技術提案書の構成 1 (1)類似経験の業務 および p.25 3.技術提案書作成上の留意点 (1) コンサルタント等の法人としての 経験、能力	p.23 では、(1)類似経験の業務の目安は 6 頁以下(類似業務実績は 5 件と読めます)、p.25 では類似業務実績は 3 件までとしてくださいとあります。どちらの件数が正しいでしょうか。	p.23 の記載を正としてください。業務実績は 5 件としてください。
34	入札説明書 p.23 1. 技術提案書の構成 1. (2)当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	1. (2)当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)ですが、通常、他の案件ではコンプライアンス体制(様式 4-1 その 3)を記載することが求められます。この目安が 1~2 ページと非常に限定されていて、当該様式を記載するとページ数が厳しくなります。今回も、コンプライアンス体制(様式 4-1 その 3)の記載は必須なのでしょうか?	ページは目安です。コンプライアンス体制も貴社でご検討の上、ご記載ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
35	<p>入札説明書 p.23</p> <p>1. 技術提案書の構成</p> <p>2(1)課題に関する現状認識、(2)業務実施の基本方針</p>	<p>頁数の目安がそれぞれ5頁以下とされております。5頁を超えた場合必ず減点になるのでしょうか。頁数を超えても減点にならない場合、どの程度までなら減点にならないのでしょうか。また減点になる場合は、どのような割合で減点になるのでしょうか。</p> <p>例えば、応札者の A 社、B 社の提案内容が同程度であったとして、A 社が5頁以内に収め、B 社が5頁を超えて6頁をフルで記載した場合、B 社は執筆量が20%増加することになり、より詳細に記載できることから点数が上がるものと考えられます。一方、A 社は5頁に抑えた応札者は目安を守ったことから執筆量が少なく、評価が高くなりません。</p> <p>そのため、B 社の評価点数を超えた頁数割り引く(例えば評価点数が12点であった場合、$12 \text{ 点} \div 120\% = 10 \text{ 点}$として超過した頁数に応じて点数を調整し、A 社と比較する。)などの調整はなされないでしょうか。</p>	<p>記載分量が上限を大幅に超えている場合は減点の対象となりますが、例示くださった懸念も勘案し、分量のみならず内容を含めて総合的に判断しています。</p> <p>入札説明書に記載の評価基準をご理解の上、技術提案書をご作成ください。</p>
36	P24(第3章2)	<p>全体の作業人月 17MM の内、どの程度を評価対象者(業務主任者/衛生1と衛生2)に配分すべきか目安はあるか。</p>	<p>貴社にてご提案ください。</p>
37	P24(第3章2)	<p>「現地渡航回数:延べ8回」とあるが、これは2人×4カ国という想定と理解してよいか。また渡航人数・回数・時期は技術提案書の活動計画に沿って、コンサルタント側から提案してよいか。</p>	<p>「現地渡航回数:延べ8回」についてはご理解の通りです。入札説明書に記載のとおり、現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は失格となりますので、ご留意ください。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
38	入札図書 p.29:「2. 入札金額内訳 (1) 費目構成、(3) 直接経費の積算」	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接経費の現地関連費は、現地渡航時に必要な経費(日当、宿泊、通訳費、車両関連費等)の計上であると理解しますが、現時点でパイロット活動の対象県が決定していないため、移動の費用を計上することが難しくなっています。そのため、車両関連費については定額計上、あるいは別見積りにして頂くことは可能でしょうか。 ● 直接経費の費目構成に、機材費と再委託費が含まれていますが、当該費用は、パイロット活動以外でコンサルタントが提案する活動があれば、それに対して費用計上する想定でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地関連費は各国現地 7 日間とし、車両関連費は見積(入札金額)に含めてください。 ● 国際 NGO に委託する活動以外でコンサルタントが提案される活動があれば、それをご提案頂き、費用も計上してください。
39	第 4 章経費精算に係る留意事項 2.入札金額内訳(P.29～30)	「Ⅱ.直接経費(2)現地関連費」について、パイロット活動における研修費や研修教材作成費等は入札金額内訳書に含めないという理解で宜しいでしょうか。また、現地渡航時、パイロット地域(施設)を訪問することを想定する場合、現地交通費の積算について、目安等はございますでしょうか。	ご理解の通りです。 現地交通費は各国 7 日間でご検討ください。
40	第 4 章経費精算に係る留意事項 2.入札金額内訳(P.29～30)	「Ⅱ.直接経費(4)機材費」について、パイロット活動で供与する資機材等は、入札金額内訳書に含めないとの理解で宜しいでしょうか。もし、上記、資機材を含めるという場合、その積算について、目安等はございますでしょうか。	パイロット活動で供与する資機材等は入札金額には含めないで結構です。
41	入札図書 p.30:「3.定額で計上する経費」	定額計上経費と価格評価点の算出について確認します。 P-7(3)価格評価の方法では、入札金額が安価となるほど点が高くなるとしているところ、ダンピング防止対策とし	定額計上経費、価格評価ともに、それぞれの説明は、入札説明書に記載のとおりです。また、仮定の事例に対する言及はできませんが、理論上はご理解の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>て入札価格が予定価格の 80%で最も高い評価ととしてしています。この場合、定額計上費用はそのままとし、かかるコンサル経費を調整し入札金額を予定価格 80%とする事で最も高い評価となりますか？</p> <p>この場合、例えば予定価格が 2000 万円、定額計上 1000 万円の場合、コンサル経費を 1000 万円のところ 60%の 600 万円を計上する事で入札金額 1600 万円とし、予定価格の 80%に達する事が可能です。ダンピング防止対策の観点とは矛盾するかと思いますが、このような理解で宜しいでしょうか？</p>	
42	<p>入札説明書 P.30 3. 定額で計上する経費</p>	<p>「国際 NGO への委託に必要な経費は、JICA が国際 NGO と直接契約するため、JICA と受注者との契約金額には含めません。」とありますが、ベースライン調査、パイロット活動の実施内容の目安としたいので、予算規模について教えてもらえないでしょうか。</p>	<p>本業務開始後にお知らせする予定です。</p>
43	<p>見積り:施設建設・資機材調達費</p>	<p>設備設置、簡易な施設建設はBL 調査結果やRCTの設定により異なることが想定されるが、今回の見積りに含めるのか。その場合は、概算予算を提示した方が良いのではなにか。</p>	<p>JICA が直接契約する国際 NGO への委託業務に含める予定のため、今回の見積りに含める必要はありません。</p>
44	<p>見積り:NGO 再委託費</p>	<p>NGO 再委託費は今回の見積りに含めるのか。含める場合、活動内容により金額に差が生じるが、概算費を提示した方が良いのではないか。</p>	<p>国際 NGO が行う業務は、受注者(コンサルタント)による再委託ではなく、JICA が委託します。「NGO 再委託費」は今回の見積りに含める必要はありません。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
45	見積り:翻訳費	現地語の翻訳(仏語、スワヒリ語、マラガシ語、ベンガル語、ネパール語)は NGO の再委託費に含まれるのか。	国際 NGO への委託費に含まれます。

以上